



相続債務の免除に係る二重課税と所得の有無

最高裁令和8年6月23日第2小法廷判決（令和6年（行ヒ）第160号）
東京高裁令和6年1月25日判決（令和5年（行コ）第105号）
東京地裁令和5年3月14日判決（令和元年（行ウ）第615号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 品川芳宣

一、事実

（1）訴外甲の相続人であるX₁（原告、相控訴人、被上告人甲の子）及びX₂（原告、相控訴人、被上告人甲の妻）は、甲のS銀行に対する債務について、S銀行との間で成立した一定額の分割金を支払った場合には残部について債務免除をするとの東京地方裁判所の和解（以下「本件和解」という。）に基づき、当該分割金を支払って、当該残部の9億7370万円の債務免除（以下「本件債務免除」又は「本件債務免除益」という。）を得たが、平成29年3月16日、平成28年分所得税について、本件債務免除益を総所得金額に算入しないで納税申告をした。

これに対し、所轄税務署長は、平成30年4月25日、本件債務免除益が一時所得に該当するとして、X₁らの平成28年分所得税等の更正及び過少申告加算税の賦課決定（以下「本件各処分」という。）をした。X₁らは、本件各処分を不服として、前審手続を経て、令和元年12月4日、国（被告、相控訴人、上告人）に対し、本件各処分の取消しを求めて、本訴を提起した。

本訴においては、一審判決は、本件債務免除益に関しては本件各処分を適法と認め、控訴審判決は、本件各処分を違法としたものの、上告審判決が原判決を破棄し、原審に差し戻した。

（2）本件債務免除益が成立するとされるまでの間には、次の事実が認められる。

① 平成5年9月6日頃

甲の父Aは、当時、痴呆気味であったが、甲を保証人として、S銀行から16億円の貸付け（以下「本件貸付」又は「本件貸付金」という。）を受

け、その金員で東京都所在のNマンションを購入した。

② 平成14年2月15日

S銀行は、A及び甲を被告として、本件貸付金及びこれに対する利息及び遅延損害金の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起した。

③ 平成14年4月26日

Aは、S銀行に対し、本件貸付当時自らの行為を判断する意思能力がなかったところ、S銀行の担当者が、甲と通謀してA名義の署名を自ら行ったなどと主張し、本件貸付に基づく根抵当権設定登記の抹消登記請求訴訟を東京地方裁判所に提起した（②の訴訟と併せて以下「前訴」という。）。

④ 平成14年10月23日

Aが死亡したため、甲及びX₁を含む6人の相続人（以下「A相続人ら」という。）は、前訴の訴訟承継人となった。

⑤ 平成15年8月25日

A相続人らは、所轄税務署長に対し、Aに係る相続税の申告書を提出した。なお、その後の修正申告において、本件貸付に係る債務（以下「本件債務」という。）を債務控除しなかった。

⑥ 平成15年8月27日

東京地方裁判所は、前訴について「和解に向けての見解」との書面（以下「本件書面」という。）を作成し、前訴の当事者に交付した。本件書面の骨子としては、Aが本件貸付当時老年痴呆症であったこと等を認め、本件貸付金の金額を前提とするのではなく、Nマンションの価格相当額をS銀行に返還し、甲がAの相続財産の6分の1相当額（約